平成２３年（フ）第１１１号
千葉県銚子市明神町１丁目131番地、住民票上の住所千葉県銚子市川口町１丁目2073番地
債務者　鵜野　正男
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１１５号
千葉県銚子市森戸町1722番地の２
債務者　向後　好子
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１８６号
相模原市中央区清新５丁目７番１―307号
債務者　吉村　君子
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２２６号
神奈川県座間市相模が丘６丁目10番29号
債務者　井上　　進
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２４９号
相模原市中央区中央５丁目９番９号
債務者　茅野　　学
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２５０号
相模原市中央区中央５丁目９番９号
債務者　茅野裕紀子（旧姓田島）
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２５１号
相模原市中央区相模原４丁目７番22号　ファンエリゼ相模原603
債務者　野依　栄子
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２５３号
相模原市緑区長竹1430番地１
債務者　小野　　誠
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２５７号
神奈川県座間市入谷３丁目23番地の２　コーポ松202号
債務者　佐伯　和人
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２６６号
相模原市中央区相模原４丁目８番７―302号
債務者　カマラ美文
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５０号
新潟県加茂市石川２丁目６番３号
債務者　佐藤　信廣
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第２５０号
静岡県三島市壱町田41番地の７　県営壱町田やまがみ団地４―201
債務者　近藤ひろ子
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２６９号
静岡県沼津市大岡106　あおき社員寮206号室、住民票上の住所静岡県下田市蓮台寺231番地の８
債務者　須賀　正樹
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４０号
新潟県上越市西本町２丁目５番12号、前住所新潟県上越市石橋１丁目５番11―207号　タウンコート駅南207号
債務者　矢吹　節子
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第４１号
新潟県上越市大字四ケ所143番地20
債務者　小林　　忍
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第４３号
新潟県上越市東雲町１丁目１番22号　ルナ・ロッサ104号
債務者　神　　健
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第４４号
新潟県妙高市東雲町５番34号
債務者　横山　美淑
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第１４０３号
愛知県津島市百島町字献上１番地２　百島倶楽部207号
債務者　菱田　耕二
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部